

## 随意契約理由書

### 工事名 安威川ダム 左岸頂部集水ボーリング工事

本工事は、安威川ダム建設工事に伴い、自然斜面を掘削し形成されたダム左岸側長大法面の恒久的な安定性を確保する対策として、排水トンネルから集水用のボーリング孔を設け、地下水位の低下を図るものである。

ダム本体工事においては、平成 26 年から現地作業に着手し、左岸頂部法面掘削作業を平成 28 年から開始した。7 段目法面掘削作業以降、当初設計時には想定し得なかった地山深部のすべり面による法面の変状が発生し、最大約 60m のグランドアンカーを法面上に多数設置したが、グランドアンカーによる法面変状対策だけでは所定の安全率が確保できず、恒久的な対策となり得ない。よって、グランドアンカーによる抑止効果と相まって、変状した法面の安全率を確保するため、地下水位の低下を目的とした排水トンネルの施工が必要となり令和 3 年 4 月からトンネルの掘削を開始したところである。しかし、掘削完了後の地下水位の状況は期待される効果が得られず、追加対策工が必要となった。

また、これら法面对策施設については、地下水の排水状況確認及びグランドアンカー緊張力の確認等、工事完了後の維持管理も必要となる。

1. 上記の経過により、現在左岸頂部法面については、24 時間斜面の動態観測やグランドアンカー緊張力のモニタリングを続けている状況である。

本工事では、左岸頂部法面上の及びトンネル坑内からボーリングによる排水を施工するため、ボーリングとグランドアンカーの位置関係や周辺地盤の特性等を十分把握し施工する必要がある。また、ボーリングによる振動がグランドアンカーに与える影響を 24 時間モニタリングする必要がある。

以上から、本工事は既設部分と密接不可分の関係にあり、既設部分の施工者以外が施工した場合、斜面の緩みなど不具合が発生した時の責任の所在が不明確となる。(2号)

2. 本工事と一体的に現場管理をさせることで現場管理費用等の縮減が図られる。(6号)

3. ダム建設工事においては、最盛期を迎え、集水ボーリング及び管理用道路を施工する場所は複数の工事が輻輳する状況である。集水ボーリング施工については、掘削開始後ボーリングマシンの移動は難しく、工程及び安全確保のためには、同一施工者に施工させることで他業者による現場内の錯綜がなく、本件工事施工ヤード内の安全性を考慮した迅速な対応が可能である。(6号)

上記のことから、本工事は「既設部分と密設不可分の関係であり、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(2号)」及び、「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合(6号)」に該当するため地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき現在、「安威川ダム 建設工事」にて施工を行っている、「大林組・前田建設工業・奥村組・日本国土開発特定建設工事共同企業体」との随意契約を行うものである。また、以上のことから特定の者でなければ履行できないため、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積を省略する。